

令和 5 年 1 月

ご契約者 各位

損害保険ジャパン株式会社
有限会社木下保険事務所

令和 5 年 4 月 1 日以降始期契約の自賠責保険料の改定について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 5 年 1 月 20 日に自賠責保険審議会が開催され、令和 5 年 4 月 1 日以降始期契約の自賠責保険料の改定が了承されましたので、下記のとおりご案内いたします。

敬 具

記

1. 保険料改定の概要について

- 令和 5 年 4 月 1 日以降始期契約より、以下(1)、(2)を背景として自賠責保険料が全車種平均で 11.4%引下げとなります。

(ただし、改定率は保険期間・車種等により異なり、一部引上げとなる場合があります。)

(1)令和 4 年度料率検証の結果、政府の交通安全施策等を背景として自賠責保険の支払保険金が想定より減少傾向にあること。加えて、令和 2 年度を中心とした外出自粛に伴う一過性の交通事故減少等により保険料引下げに活用できる滞留資金が増加したこと。

(2)自賠責保障制度における被害者支援・事故防止対策事業の持続的な財源確保のため、新たな賦課金(名称:付加賦課金(被害者保護増進等事業)※)の導入が決定されたこと。

※車種別に 100 円/年、125 円/年、150 円/年のいずれかが設定されます。

【保険料例(本土)】

- 自家用乗用自動車の 2 年(24 か月)契約の場合

現行保険料 20,010 円⇒改定保険料 17,650 円(2,360 円の引下げとなります)

- 軽自動車(検査対象車)の 2 年(24 か月)契約の場合

現行保険料 19,730 円⇒改定保険料 17,540 円(2,190 円の引下げとなります)

2. 令和 5 年 4 月 1 日以降始期契約の取扱いについて

- ご契約手続きを留保いただいている令和 5 年 4 月 1 日以降始期の自賠責保険契約については、令和 5 年 2 月 1 日より改定後の保険料で手続きが可能となります。

以 上

【主な車種の新旧保険料比較表】本土（除く離島・沖縄県）

車種	保険期間	新保険料	現行保険料	差額	改定率	
自家用乗用車	3 6か月	23,690 円	27,180 円	△ 3,490 円	△ 12.8%	
	2 4か月	17,650 円	20,010 円	△ 2,360 円	△ 11.8%	
軽自動車 (検査対象)	3 6か月	23,520 円	26,760 円	△ 3,240 円	△ 12.1%	
	2 4か月	17,540 円	19,730 円	△ 2,190 円	△ 11.1%	
営業用小型貨物	1 2か月	15,830 円	18,160 円	△ 2,330 円	△ 12.8%	
自家用小型貨物	1 2か月	12,850 円	14,290 円	△ 1,430 円	△ 10.0%	
営業用普通貨物	2 t 超	1 2か月	24,100 円	28,380 円	△ 4,280 円	△ 15.1%
	2 t 以下	1 2か月	17,790 円	20,580 円	△ 2,790 円	△ 13.6%
小型二輪	2 4か月	8,760 円	9,270 円	△ 510 円	△ 5.5%	
原付	3 6か月	10,170 円	10,590 円	△ 420 円	△ 4.0%	